

## 公　告

関税法第24条第1項の規定により、佐賀空港における外国往来機と陸地との交通場所等を下記のとおり指定し、平成29年7月1日から施行するので、関税法施行令第22条第1項の規定により公告する。

なお、佐賀空港における外国往来機と陸地との交通場所等を指定する公示(平成25年12月18日付三池税関支署長公示第1号)は廃止する。

平成29年6月22日

三池税関支署長 今福 研二

記

### 佐賀空港における外国往来機と陸地との交通場所等を指定する公示

#### 1 外国往来機と陸地との交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
佐賀空港	(出国) 佐賀空港国際線ビル3階税関出国検査場、出国審査ブース、2階出国待合室を通りボーディングブリッジを経てスポットNo.2、No.3、No.4に駐機する外国往来機に至る通路  (入国) スポットNo.2、No.3、No.4に駐機する外国往来機からボーディングブリッジを通り佐賀空港国際線ビル、2階入国審査ブースを経て1階税関入国旅具検査場に至る通路	佐賀県佐賀市川副町大字犬井道9476番地187 佐賀空港内	出国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者が交通する場合に限る。  入国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者が交通する場合に限る。

	<p>佐賀空港国内線ビル1階航空会社事務所からスポットNo.2、No.3、No.4に駐機する外国往来機に至る通路</p> <p>佐賀空港国内線ビル及び国際線ビルの荷捌場並びに佐賀空港第2貨物ビルからスポットNo.2、No.3、No.4に駐機する外国往来機に至る通路</p>		<p>外国往来機に交通する乗組員及び関係航空会社の業務に従事する者に限る。</p> <p>貨物、機用品及び携帯品の積卸並びに航空機の整備等の業務に従事する者が交通する場合に限る。</p>
--	--	--	---

## 2 貨物の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
佐賀空港	スポット No.2、No.3、No.4	佐賀県佐賀市川副町大字犬井道9476番地187 佐賀空港内	